
宮代町防犯計画

宮代町
令和5年3月

目次

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の趣旨 | 1 |
| 第1節 犯罪不安に対する不安 | 2 |
| 第2節 近年の犯罪対策の効果 | 3 |
| 第3節 総合的な防犯のまちづくりの推進 | 4 |
| 第4節 計画の位置づけと期間 | 4 |
| 1 計画の位置づけ | 4 |
| 2 計画の期間 | 4 |
| 第2章 犯罪の状況を知る | 5 |
| 第1節 埼玉県内の犯罪実態 | 6 |
| 1 刑法犯全体 | 6 |
| 2 警察官の人員不足 | 6 |
| 3 身近な犯罪 | 7 |
| 4 特殊詐欺 | 8 |
| 第2節 宮代町の犯罪実態 | 8 |
| 1 刑法犯全体 | 8 |
| 2 身近な犯罪 | 9 |
| 3 特殊詐欺 | 10 |
| 第3章 これまでの町の防犯対策 | 11 |
| 第1節 防犯設備の整備 | 12 |
| 1 防犯灯に関する改善・改革の実施 | 12 |
| 2 防犯カメラの設置 | 12 |
| 第2節 防犯活動 | 13 |
| 1 青色回転灯を装着した車輜による町職員の防犯パトロールの実施 | 13 |
| 2 特殊詐欺対策 | 13 |
| 第3節 制度の整備 | 13 |
| 1 安心安全まちづくり推進事業補助金の創設 | 13 |
| 2 埼玉県防犯のまちづくり支援事業補助金の活用 | 14 |
| 3 宮代町防犯のまちづくり推進条例の制定 | 14 |

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第4節 市民の防犯力向上 | 14 |
| 1 学校における防犯活動の推進 | 14 |
| 2 自主防犯組織設置に向けた推進活動と活動実践 | 14 |
| 第4章 今後の防犯対策の方向性 | 15 |
| 第1節 基本的な視点 | 16 |
| 1 犯罪予防対策の重視 | 16 |
| 2 市民力による防犯対策の推進 | 16 |
| 3 計画的、継続性ある防犯対策の推進 | 16 |
| 第2節 重点となる対策（柱） | 16 |
| 1 犯罪防止に配慮した環境づくりの推進 | 16 |
| 2 市民等の防犯活動への支援 | 17 |
| 3 学校等における防犯対策の推進 | 17 |
| 4 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の検討 | 17 |
| 5 防犯意識高揚のための啓発、情報提供及び知識の普及 | 17 |
| 6 人材の育成 | 17 |
| 7 推進体制の整備 | 17 |
| 第3節 計画の目標 | 17 |
| 第4節 施策の体系 | 18 |
| 第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策 | 19 |
| 第1節 犯罪防止に配慮した環境づくりの推進 | 20 |
| 1 対策の目的 | 20 |
| 2 町の取り組み | 20 |
| 3 市民の取り組み | 21 |
| 4 事業者の取り組み | 22 |
| 5 土地建物所有者等の取り組み | 22 |
| 第2節 市民等の防犯活動への支援 | 23 |
| 1 対策の目的 | 23 |
| 2 町の取り組み | 23 |
| 第3節 学校等における防犯対策の推進 | 24 |
| 1 対策の目的 | 24 |
| 2 町の取り組み | 24 |
| 3 市民の取り組み | 25 |
| 4 事業者の取り組み | 26 |

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第4節 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の推進 | 27 |
| 1 対策の目的 | 27 |
| 2 町の取り組み | 27 |
| 3 市民の取り組み | 27 |
| 4 事業者の取り組み | 27 |
| 第5節 防犯意識高揚のための啓発、情報提供及び知識の普及 | 28 |
| 1 対策の目的と効果 | 28 |
| 2 町の取り組み | 28 |
| 3 市民の取り組み | 28 |
| 4 事業者の取り組み | 29 |
| 第6節 人材の育成 | 30 |
| 1 対策の効果（成果） | 30 |
| 2 町の取り組み | 30 |
| 3 市民の取り組み | 30 |
| 4 事業者の取り組み | 30 |
| 5 学校の取り組み（高校、大学） | 31 |
| 第7節 推進体制の整備 | 32 |
| 1 対策の効果（成果） | 32 |
| 2 町の取り組み | 32 |
| 参考資料 | 33 |
| ○宮代町防犯のまちづくり推進条例 | 34 |
| ○宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱 | 36 |
| ○宮代町防犯のまちづくり推進協議会専門部会規程 | 39 |
| ○宮代町防犯灯設置要綱 | 41 |

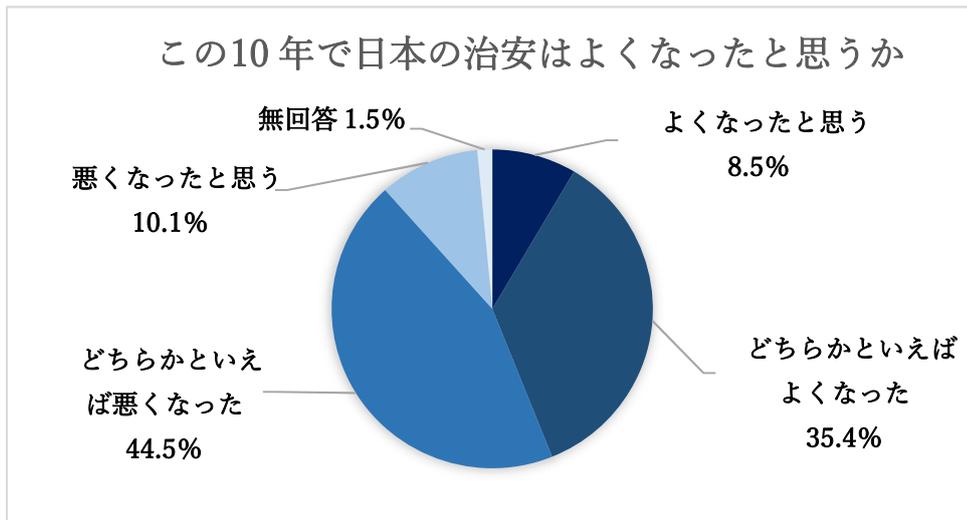
※本計画で使用しているデータについては、改訂時点で確認できる最新のデータを参照しているため、最新のデータが令和3年または4年となっている箇所がございます。予めご了承くださいませ
 ますようお願いいたします。

第1章 計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

第1節 犯罪不安に対する不安

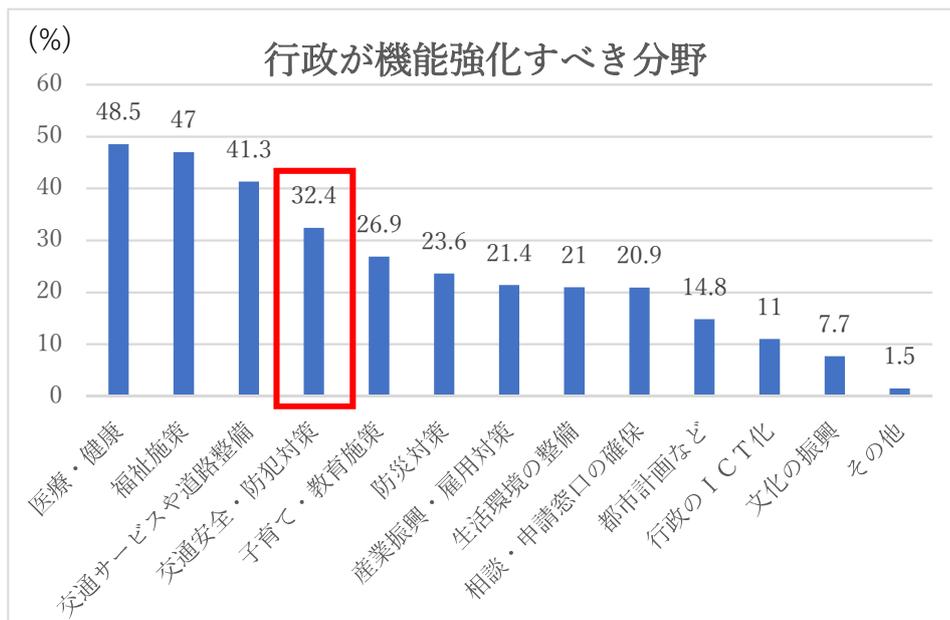
令和3年度に内閣府が実施した世論調査によると「この10年間で日本の治安はよくなったと思うか」という問いに「よくなったと思う」または「どちらかといえばよくなったと思う」と答えた人の割合が、43.9%であったのに対し、「悪くなった」または「どちらかといえば悪くなった」と答えた人の割合は54.6%となっています。本計画を策定した際の平成18年の世論調査では、悪くなったと答えた人の割合は84.3%であり、治安がよくなったと体感している人は増えていますが、防犯対策に終わりはありません。そのため今後も引き続き防犯対策を実施する必要があります。



<図-1> 日本の治安に関する世論調査結果

出展：内閣府「治安に関する世論調査」

また、令和2年度に内閣府にて発表された、「地域社会の暮らしに関する世論調査」の中で「行政が機能強化すべき分野」という設問に対し「交通安全・防犯対策」は(32.4%)と12項目中4番目に高い結果となっており、防犯が重要視されていることが分かります。



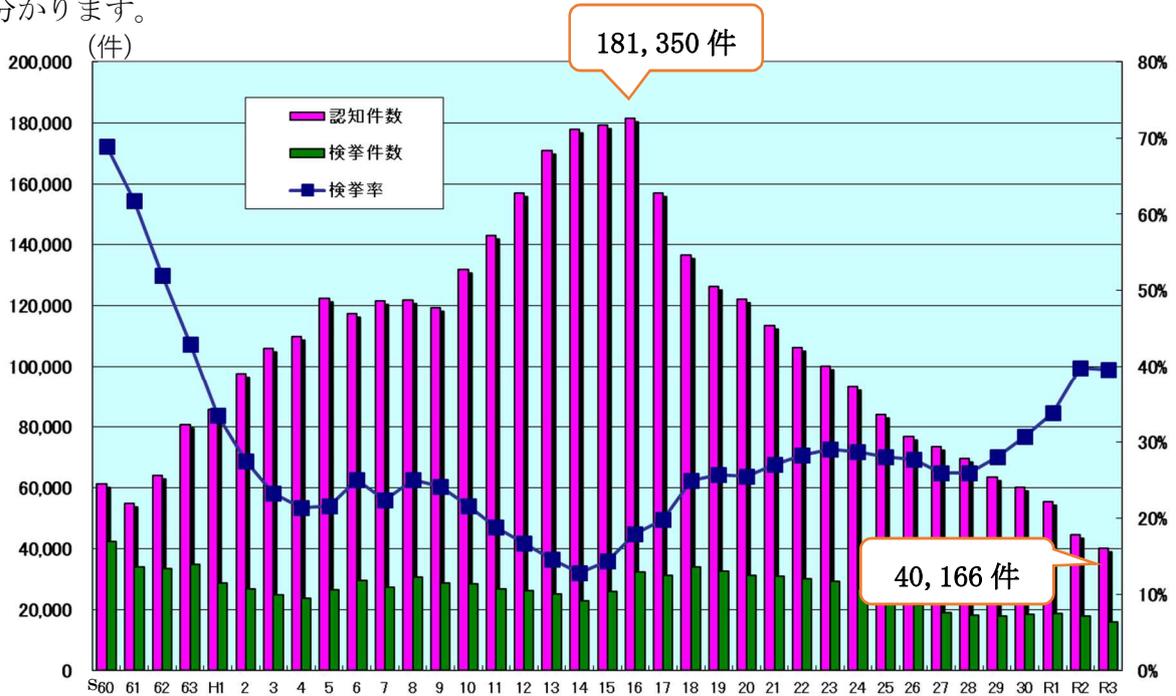
<図-2> 行政が機能強化すべき分野に関する世論調査結果

出展：内閣府「地域社会の暮らしに関する世論調査」

第1章 計画の趣旨

第2節 近年の犯罪対策の効果

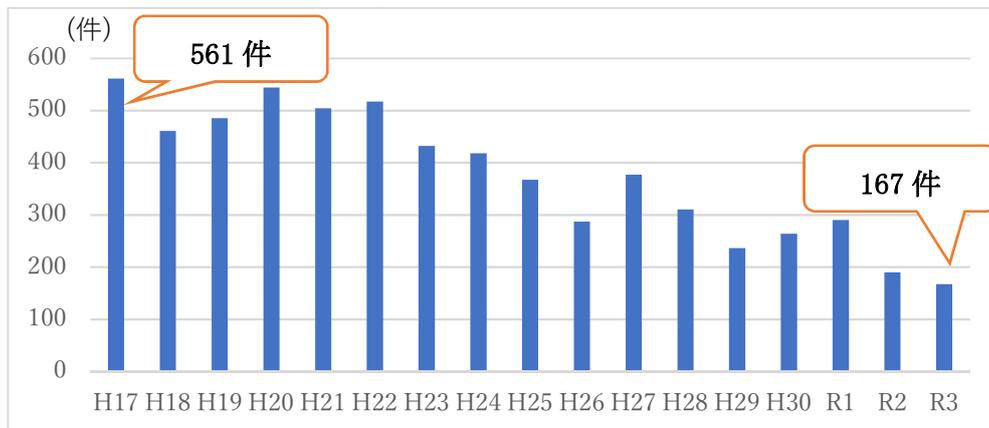
こうした治安に対しての不安を完全に無くすことは難しいかもしれませんが、各機関の防犯対策の結果、認知件数（注）は減少しています。図-3は埼玉県で作成したデータを引用したものです。平成16年の刑法犯認知件数181,350件、検挙率17.9%に対し、令和3年は刑法犯認知件数が40,166件、検挙率39.6%と、刑法犯認知件数は減少し、検挙率は上昇しており、治安は良くなっていることが分かります。



＜図-3＞埼玉県の治安に関するデータの推移

出展：利根地域振興センター「埼玉県の治安状況」

これらの傾向は、宮代町も同様であり、平成17年には、百間や金原、逆井地区で発生した3件の強盗事件を含め、561件の犯罪が発生していましたが、令和3年は167件と減少しています。これらは警察官の尽力に加え、従来の警察に任せきりの犯罪対策ではなく、町、地域と連携した総合的な防犯のまちづくり推進の結果と言えます。



＜図-4＞宮代町の犯罪の件数推移

出展：利根地域振興センター「埼玉県の治安状況」

(注) 認知件数とは警察において発生を認知した事件の数をいいます。

第1章 計画の趣旨

第3節 総合的な防犯のまちづくりの推進

埼玉県では、平成16年3月に「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」を平成17年2月には「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」を制定し、県下の市町村に対する補助制度の充実や啓発活動、警察力の増強等を行ってきました。

宮代町においても、こうした県の取り組みに呼応し、平成18年3月に「宮代町防犯のまちづくり推進条例」を制定しました。犯罪減少には当町と市民が互いに協力、連携して犯罪の起きにくい安心安全な地域づくりに向けた総合的な取り組みが必要です。本計画はこの取り組みを実施していくために計画的かつ具体的な行動を市民がそれぞれの立場で取り組むための総合的な行動計画です。



第4節 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

本計画は次に掲げる事項に基づきあるいは参考とし、内容の作成を行います。

- (1) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例
- (2) 埼玉県防犯のまちづくり推進計画
- (3) 埼玉県防犯指針（平成17年3月作成）
- (4) 宮代町防犯のまちづくり推進条例

2 計画の期間

この計画は、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めたものです。そのため本計画は恒久的なものとし計画期限は設けず、状況の変化とともに内容の見直しを図り改訂するものとします。

第2章 犯罪の状況を知る

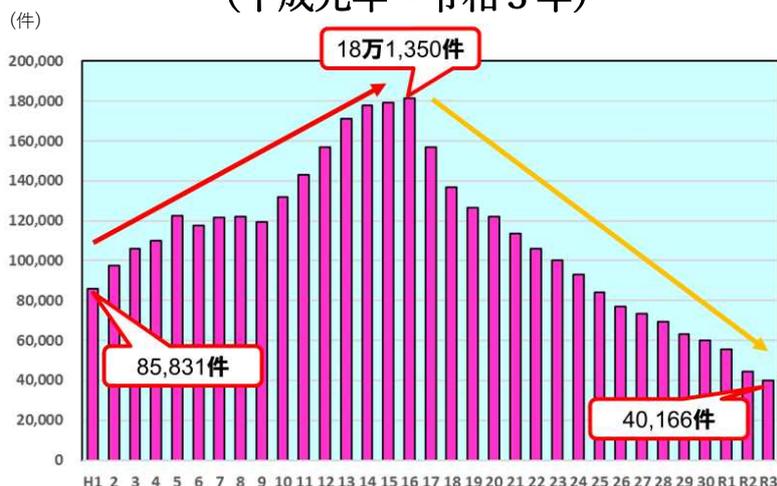
第2章 犯罪の状況を知る

第1節 埼玉県内の犯罪実態

1 刑法犯全体

令和3年中の埼玉県の刑法犯認知件数は、4万166件で、前年と比較すると4,319件(9.7%)の減少でした。過去最悪を記録した平成16年の18万1,350件と比較すると、14万1,184件(77.9%)減少しており、以前より格段に埼玉県の治安が良くなっていることが分かります。

埼玉県 刑法犯認知件数の推移 (平成元年～令和3年)

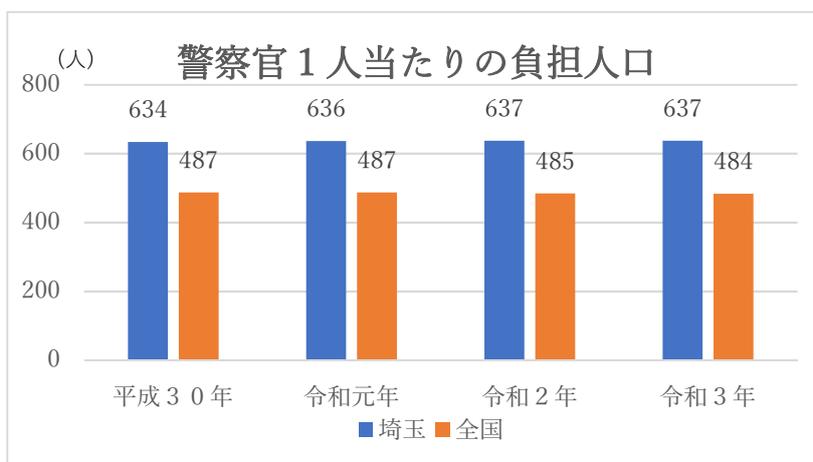


<図-5> 埼玉県 刑法犯認知件数の推移

出展：利根地域振興センター「埼玉県 刑法犯認知件数の推移」

2 警察官の人員不足

埼玉県の警察官の数は11,524人(令和3年)と全国6位となっております。しかし令和3年の埼玉県の刑法犯認知件数は40,166件と全国第3位、人口は全国5位と高く、図-6のとおり埼玉県の警察官1人当たりの負担人口は全国平均と比べて非常に高い(10年以上に渡って全国1位)ものとなっております、警察官1人当たりの負担が過重であることが分かります。



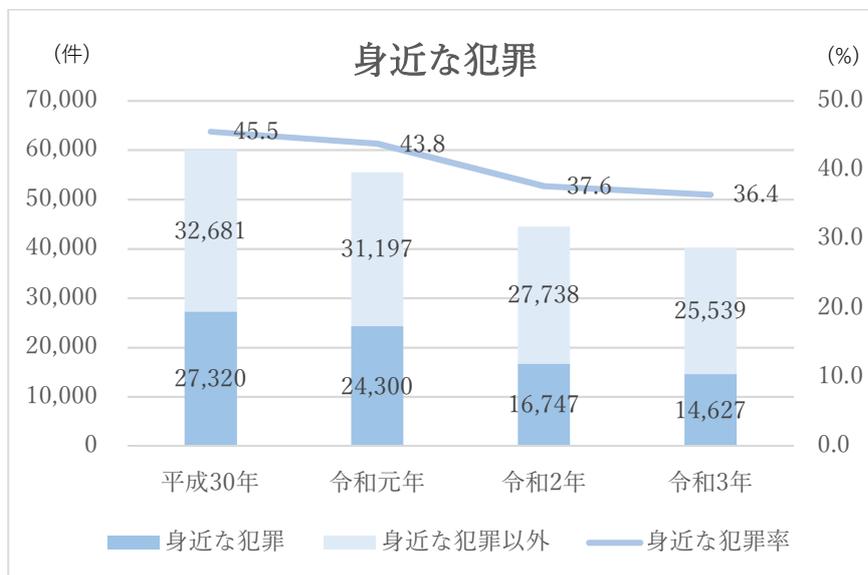
<図-6> 警察官1人当たりの負担人口 (埼玉県・全国平均)

出展：埼玉県警察「警察のあゆみ」

第2章 犯罪の状況を知る

3 身近な犯罪

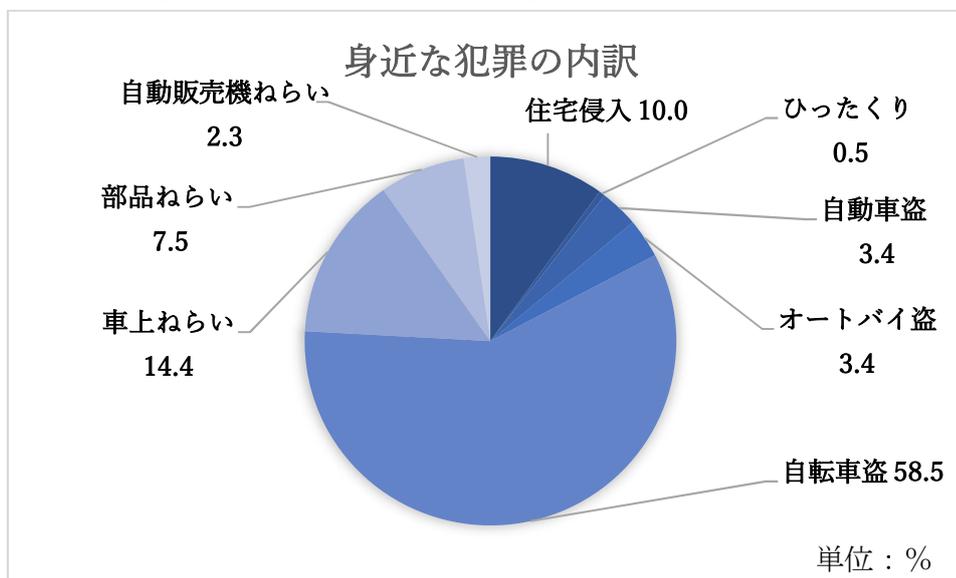
身近な犯罪(注1)については、図-7のとおり、令和3年中で全刑法犯中(注2)3割以上を占めていますが、認知件数に伴い減少しており、令和3年は14,627件と平成30年と比較し46%減少しています。



＜図-7＞埼玉県の子近な犯罪について

出展：埼玉県警察「犯罪オープンデータ」

また、図-8のとおり、身近な犯罪の内訳を見ていくと、自転車盗(58.5%)、車上ねらい(14.4%)、住宅侵入(10%)の順で犯罪比率が高くなっています。



＜図-8＞埼玉県 身近な犯罪の内訳

出展：埼玉県警察「犯罪オープンデータ」

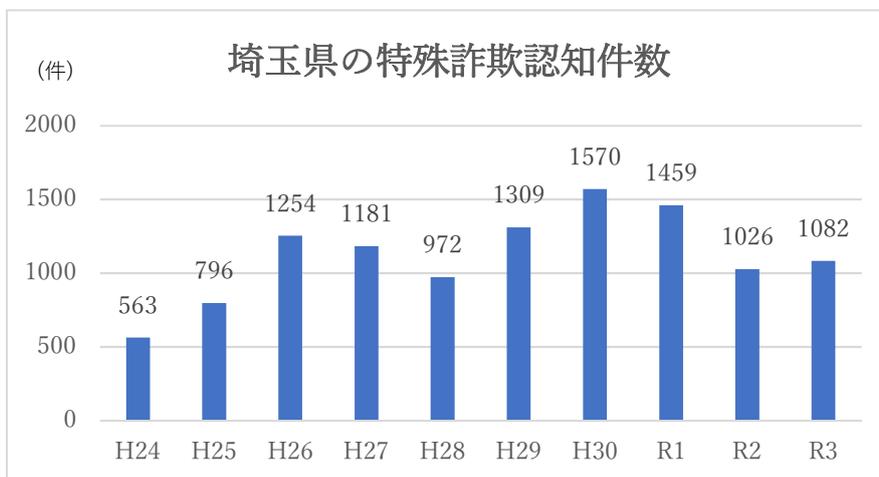
(注1) 身近な犯罪とは、埼玉県警察で分類される県民の生活に身近な犯罪(住宅侵入、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい)をいいます。

(注2) 刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦(強制性交等)・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪

第2章 犯罪の状況を知る

4 特殊詐欺

オレオレ詐欺や還付金詐欺といった特殊詐欺認知件数について見ていくと、令和3年の埼玉県は1,082件で、前年と比較すると56件(5.5%)の増加でした。刑法犯認知件数と異なり、年々減少しているとは言えず、手口についても様々な手口が登場しており、引き続き注意が必要な犯罪です。



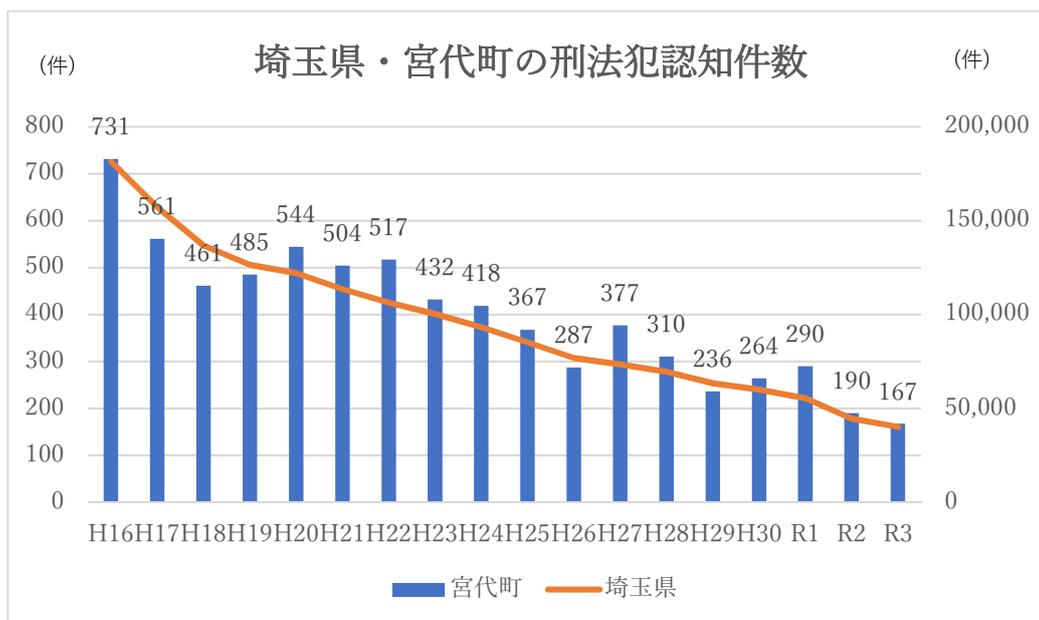
<図-9> 埼玉県の特殊詐欺認知件数

出展：埼玉県警察「認知件数・被害金額(カード引出額を含む)」

第2節 宮代町の犯罪実態

1 刑法犯全体

図-10は埼玉県で過去最悪を記録した平成16年から令和3年までの宮代町と埼玉県の刑法犯認知件数の推移を表したものです。令和3年は167件と、前年から23件減少しているほか、平成16年の731件と比較すると564件(77.2%)の減と大きく減少していますが、平成30年や令和元年のように前年から増加している年もあり、油断はできない状況です。



<図-10> 埼玉県と宮代町の刑法犯認知件数の推移

出展：埼玉県「市区町村別、刑法犯罪種別認知件数及び検挙件数」

第2章 犯罪の状況を知る

また、令和4年中の犯罪率（刑法犯認知件数/推計人口）について見ていきますと、宮代町は5.7件と県下市町村平均の5.7件と同じ値となっています。図-11は埼玉県の市町村別に犯罪率を段階的に色分けしたもので、宮代町と隣接している4市町（杉戸町、久喜市、白岡市、春日部市）の中では宮代町と春日部市のみ県下市町村平均以上となっており、宮代町の治安は県内では平均的と言える状況となっています。



＜図-11＞埼玉縣市町村別犯罪率（地図）

出展：埼玉県警察「市区町村別犯罪率(地図) 人口1,000人あたりの刑法犯認知件数」

2 身近な犯罪

次に身近な犯罪について、令和3年と令和2年を比較すると、＜表-1＞のとおり多くの犯罪が増加しています。特に増えたものは、オートバイ盗が4件増加し8件、自転車盗は6件増加し40件、車上ねらいが6件増加し17件と増えています。

＜表-1＞宮代町身近な犯罪件数一覧

| | 令和3年 | 令和2年 | 増減（昨年比） | 増減率（%） |
|----------|------|------|---------|--------|
| 路上強盗 | 0 | 1 | -1 | -100.0 |
| ひったくり | 0 | 2 | -2 | -100.0 |
| オートバイ盗 | 8 | 4 | 4 | 100.0 |
| 自転車盗 | 40 | 34 | 6 | 17.6 |
| 自動車盗 | 2 | 1 | 1 | 100.0 |
| 車上ねらい | 17 | 11 | 6 | 54.5 |
| 部品ねらい | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 自動販売機ねらい | 2 | 1 | 1 | 100.0 |
| 合計 | 73 | 58 | 15 | 25.9 |

出展：出展：埼玉県警察「犯罪オープンデータ」

第2章 犯罪の状況を知る

3 特殊詐欺

特殊詐欺については、埼玉県の件数が増加している中、宮代町においては杉戸警察署や地域の尽力もあり、＜表-2＞にあるように令和3年中の町内の特殊詐欺件数は1件でした。令和2年はオレオレ詐欺が1件、預貯金詐欺が8件（内2件は未遂で被害があったのは6件）で被害件数は7件であったため大幅に減少しましたが、詐欺の予兆電話は依然多数発生しており、油断はできない状況です。

＜表-2＞宮代町特殊詐欺件数一覧

| | 令和3年（未遂） | 令和2年（未遂） |
|-------------|----------|----------|
| オレオレ詐欺 | 0(0) | 1(0) |
| 預貯金詐欺 | 1(0) | 8(2) |
| 架空料金請求詐欺 | 0(0) | 0(0) |
| 融資保証金詐欺 | 0(0) | 0(0) |
| 還付金詐欺 | 0(0) | 0(0) |
| 金融商品詐欺 | 0(0) | 0(0) |
| ギャンブル詐欺 | 0(0) | 0(0) |
| 交際あっせん詐欺 | 0(0) | 0(0) |
| その他の特殊詐欺 | 0(0) | 0(0) |
| キャッシュカード詐欺盗 | 0(0) | 0(0) |
| 合計 | 1(0) | 9(2) |

出展：埼玉県警察「市町村別特殊詐欺発生状況」

＜参考＞昨今発生している特殊詐欺一例

- オレオレ詐欺 …親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る詐欺。
- 預貯金詐欺 …市区町村等の自治体や税務署の職員などと名乗り、医療費の払い戻しがあるからと自宅を訪れキャッシュカードをだまし取る詐欺。
- 架空請求要求詐欺 …インターネットサイト事業者などを名乗る犯人から、実際には使用していない料金を支払わせようとする詐欺。
- 還付金詐欺 …税金還付等に必要手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る詐欺。
- キャッシュカード詐欺盗…警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」などの名目により、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取する詐欺。

第3章 これまでの町の防犯対策

第3章 これまでの町の防犯対策

今後の宮代町の防犯対策を考えていくために、これまで行ってきた防犯対策を次のように整理しました。

第1節 防犯設備の整備

1 防犯灯に関する改善・改革の実施

(1) 防犯灯の一括管理

従来、防犯灯は大きく分けて町管理のものと地区管理のものがありました。町管理のものは町が設置し電気料も町が直接負担し、地区管理のものは地区が設置し、電気料について町が補助していました。しかしながら平成17年度から町で一括管理とし、令和3年度末時点の防犯灯総数は2,640灯となりました。

(2) 防犯灯の設置基準の制定

従来、行政内部の基準として設けていた防犯灯設置基準をさらに明確化し、一般市民にその情報を公開すべく要綱化しました。内容については、町ホームページで閲覧することができます。（宮代町防犯灯設置要綱 平成18年4月1日施行）

(3) 市民参加による防犯灯の設置

市民に防犯に関する意識を高めていただくとともに、防犯灯の公平なる設置を目的として、平成19年度から「宮代町防犯のまちづくり推進協議会専門部会」を設置し、現地調査をもとに新規防犯灯の設置を行っています。

●宮代町防犯のまちづくり推進協議会専門部会（防犯灯設置検討部会）

有識者や市民の代表の方々に構成（計4人程度）され、申請のあった防犯灯申請箇所を夜間に現地確認し、防犯灯設置要綱と照らし合わせて必要性について調査、検討を行う。

(4) 防犯灯のLED化

光源について、従来蛍光灯や水銀灯などが使用されていましたが、球切れ等の際にLED化を進め、令和3年度末時点でおおよそ98%（2,585基）をLED化しています。

2 防犯カメラの設置

町では平成17年から庁舎への防犯カメラ設置を開始しました。また、その他公共施設についても設置を進めており、令和4年4月1日時点で合計64台の防犯カメラを設置しています。

第3章 これまでの町の防犯対策

第2節 防犯活動

1 青色回転灯を装着した車両による町職員の防犯パトロールの実施

平成17年9月から、青色回転灯を活用した公用車による防犯パトロールを実施しています。
 ※児童・生徒下校時刻に、週2回実施（12月、1月は週に3回実施）

2 特殊詐欺対策

杉戸警察署と連携し、町内で特殊詐欺（予兆電話含む）があった場合、町の防災行政無線を使用して無線放送、メール配信、防災Twitterで情報を周知し、注意喚起を行っています。他にも杉戸警察署・杉戸町と共に実施する街頭キャンペーン等で啓発行動を行っています。

（<表-3>参照）

<表-3>宮代町の防災行政無線等による犯罪情報発信件数

| | オレオレ詐欺 | 架空請求 | 還付・給付金詐欺 | 侵入窃盗 | 痴漢被害 / 声掛け事案 | 合計 |
|------|--------|------|----------|------|--------------|----|
| 令和元年 | 19 | 15 | 0 | 0 | 1 | 35 |
| 令和2年 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 令和3年 | 19 | 4 | 6 | 1 | 2 | 32 |

出展：宮代町 令和元年から3年の実施結果

第3節 制度の整備

1 安心安全まちづくり推進事業補助金の創設

地域の自主防犯意識の高まりから、自主防犯パトロールを実施するところが出てきました。町では、これらの組織に対し、主に装備面での支援（<表-4>参照）を行うべく新たに安心安全まちづくり推進事業補助金を平成17年度に創設し、平成18年度から適用を開始しています。

<表-4>自主防犯組織への支援一覧（物品・補助金）

| | |
|------|--|
| 配布物 | ネクストラップ、帽子、腕章、ホイッスル、自転車かごプレート |
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・帽子、腕章、タスキ、ジャンパー、ベスト、名札、懐中電灯、信号灯、ホイッスル、パトロール中表示シート・プレート、のぼり旗、保険代等購入費 ・自主防犯組織が行う意識啓発、研修にかかる経費 ・落書き消し、死角となる危険個所の是正にかかる経費等 ※補助金額等詳細については「宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱」参照 |

出展：宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱

第3章 これまでの町の防犯対策

2 埼玉県防犯のまちづくり支援事業補助金の活用

町内の自主防犯組織では、埼玉県が実施している補助金制度の適用を受け、必要な装備の充実を図っています。

3 宮代町防犯のまちづくり推進条例の制定

地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備に関し、町並びに市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにすることにより、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、平成18年3月に宮代町防犯のまちづくり推進条例を制定しました。

第4節 市民の防犯力向上

1 学校における防犯活動の推進

宮代町では例年、さまざまな企業から防犯グッズの寄贈を受け、新小学1年生に防犯ブザーを配布しています。また、登下校時の防犯活動として、埼玉県から派遣されるスクールガードリーダーの方を中心に、地域のボランティアの方々にスクールガードとして尽力いただいています。その他にも、子供110番の家の拡大を進め、令和4年4月1日現在で121軒に御協力いただいています。

2 自主防犯組織設置に向けた推進活動と活動実践

宮代町では、平成18年度から町内を6ブロックに分け自主防犯組織の設立促進に向けた説明会を実施し、出前講座などを実施するなど普及啓発活動を行ってきました。また、防災・防犯の基礎的な知識と技術が身につく防災・防犯マスター講座(全6回)を実施し、講義の中では防犯パトロールの取り組み方等、受講者が地域のリーダーとなれるよう知識習得や意識啓発の推進を行っています。(＜図-12＞)



＜図-12＞防災・防犯マスター講座の様子

第4章 今後の防犯対策の方向性

第4章 今後の防犯対策の方向性

第1節 基本的な視点

1 犯罪予防対策の重視

従来の犯罪対策はどちらかといえば、事後対策として警察力に頼ることが大きく、事前対策としては一部の地域コミュニティに頼る部分が大きかったといえます。しかし、今後の防犯対策を考えていく上では、イギリスやアメリカの犯罪対策先進国のように総合的かつまちぐるみの事前予防対策が重要となってきます。

そして、この事前予防には、「状況的犯罪予防」と「社会的犯罪予防」があるといわれています。状況的犯罪予防とは、犯罪の機会を無くすような地域環境を設計していくものであり、比較的短期間で効果を挙げられるものです。しかし、犯罪そのものを無くすということではありません。これに対し、社会的犯罪予防とは、家庭教育などを中心とした予防対策であり、犯罪そのものの減少には結びつく可能性はあるものの、ある程度の期間を要することと、効果が見えにくいという側面があります。

そのため、いずれの予防対策も必要なものではありますが、本計画では、特に状況的犯罪予防を中心に取り組んでいくこととします。

2 市民力による防犯対策の推進

従来の警察力による防犯対策に加えて、市民の主体的な防犯対策がもっとも大きな効果を発揮していきます。そのため、まちづくりの基本的な考え方である「自助・共助・公助の精神」に基づき、町、市民、事業者、警察、その他関係者がそれぞれの立場でできることを行い、互いに連携、協力し合っていくことを基本とします。

3 計画的、継続性ある防犯対策の推進

とかく防犯対策は目に見えて効果が現れるというものではないため、犯罪が身近なところで発生したときは危機感を持って対策を行うものの、長続きしなかったり、犯罪の実態というものが見えない中で対策に取り組むことが多い傾向にあります。そのため、防犯活動は計画的な活動が行いにくく、単独・個別的なものになりがちです。また、地域活動を行っていくためにはリーダーとなる人材も必要であることから、対策が計画的かつ継続的に取り組めるような支援措置やリーダー育成の推進についても取り組んでいきます。

第2節 重点となる対策（柱）

先の視点をもとに次の事項を対策の重点事項として掲げ推進していきます。ここではその概要について触れていきます。

1 犯罪防止に配慮した環境づくりの推進

犯罪防止に配慮した環境づくりを推進することで犯罪を抑制し、誰もが安心して生活できる空間が提供されます。そのため、町、市民、事業者のそれぞれの立場でできる環境づくりを行っていきます。

第4章 今後の防犯対策の方向性

2 市民等の防犯活動への支援

町は市民や事業者の防犯活動に積極的に支援を行うことで、犯罪を未然に防止し、地域の防犯力を高めていきます。

3 学校等における防犯対策の推進

町は施設等の防犯対策を進めることで犯罪の機会を減少させ、子供たちの安全確保が可能になります。また、防犯対策を通じて地域の連携が図られ、コミュニケーションの向上につながります。

4 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の検討

防犯に必要な情報（犯罪状況等）を提供することや、見守りを実施することで高齢者や障がいのある方の自己防犯力を高め、犯罪に遭わないような生活を支援することができます。また、地域が一体となることで支援を必要とされている方への配慮も高まり、地域コミュニティの活性化が図られます。

5 防犯意識高揚のための啓発、情報提供及び知識の普及

市民や事業者に対し、防犯に必要な情報（犯罪状況等）を提供し、防犯意識高揚のための知識の普及・啓発を行っていきます。このことにより、防犯活動及び危機管理の必要性や重要性の認識が可能となり、速やかに適切な対策を講じることができます。

6 人材の育成

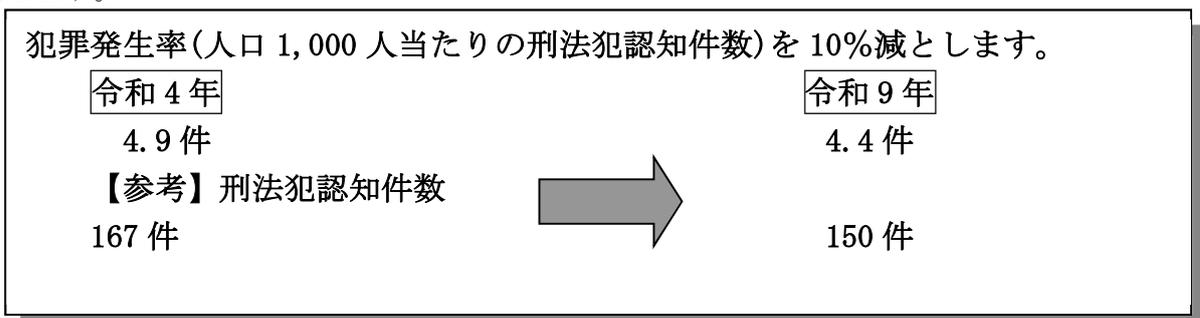
地域の防犯リーダーの育成を図り、複数の防犯意識の高いリーダーが地域に存在することで、地域での防犯意識高揚や防犯パトロールの活性化などが期待できます。

7 推進体制の整備

防犯に対する体制整備を進め、町、市民、事業者等の関係機関との意思疎通を活発化させ、町全体の防犯体制の充実を図っていきます。

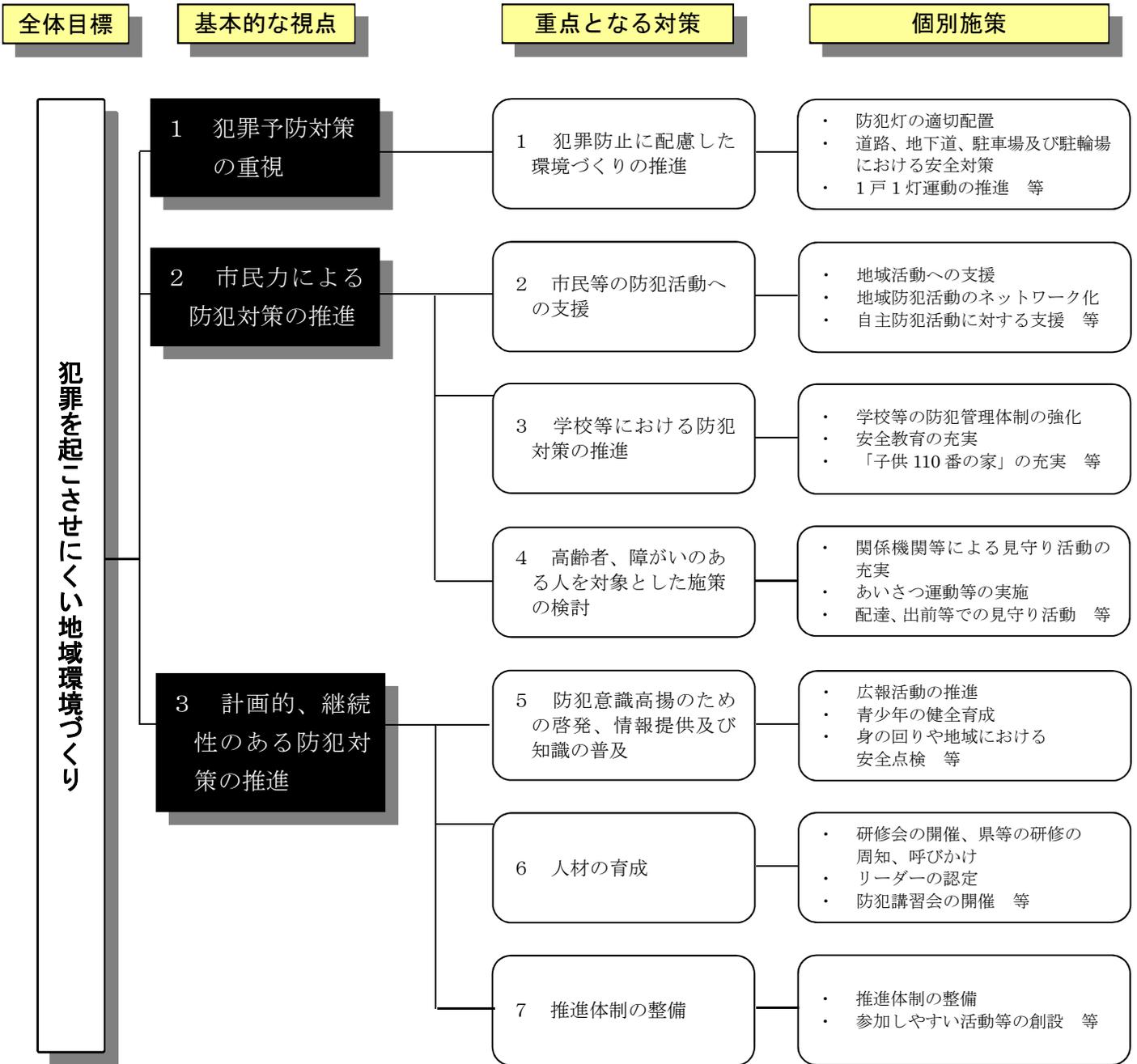
第3節 計画の目標

計画の基本方針である「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」のために、計画の数値目標を設定します。



第4章 今後の防犯対策の方向性

第4節 施策の体系



第5章 防犯のまちづくりに 関する個別施策

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

第1節 犯罪防止に配慮した環境づくりの推進

1 対策の目的

犯罪防止に配慮した環境づくりを推進することで犯罪の機会を減少させ、誰もが安心して生活できる空間を創出していきます。

2 町の取り組み

(1) 防犯灯の適切配置

① LED化推進の継続

令和3年度末時点でおよそ98%（2,640基中2,585基）をLED化しており、今後も引き続きLED化を進めてLED化率100%を目指します。

② 防犯灯新設申請について新たなプロセスの検討

現在の防犯灯の新設申請は、年に一度、地区毎に区長・自治会長を通じ、周囲の市民の理解（許諾）を経たうえで町へ申請する形をとっています。しかし中には、「区長が多忙で中々会うのが難しい」といった声もあり、機会の損失により設置すべき箇所を見落としている可能性があるため、学校や他の地域の代表者による申請等、対策を検討します。

(2) 道路、地下道、駐車場及び駐輪場における安全対策

① 見通しの確保

道路、町営駐輪場等においては、周囲からの見通しの確保を図り、安全対策を向上させていきます。

② 照明等の適切な配置

照明灯の適切な配置により、夜間における明るさを確保し、犯罪企図者の侵入防止に努めます。

③ 地下道対策

地下道では必要な明るさを確保するとともに、特に出入り口における安全対策などが求められていることから、防犯カメラによる不審者等への対策を継続していきます。

④ 駐輪場

町営駐輪場等においては、周囲からの見通しの確保を図り、安全対策を向上させていきます。また、照明灯の適切な配置により、夜間における明るさの確保を行い、犯罪企図者の侵入防止に努めるうえ、防犯カメラによる盗難防止の対策に努めていきます。

(3) 公園、公衆トイレ等における安全対策

植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保、夜間における照明灯による明るさの確保により犯罪企図者の侵入防止に努めていきます。

(4) 住宅に対する防犯性の向上対策

住宅に対する防犯性を高めるため、誰でもできる防犯診断の実施やパンフレットの配布、あるいは必要に応じて説明会等を開催します。

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

(5) 1戸1灯運動の推進

町で防犯灯を町域にくまなく設置していくことは限りもあることから、1戸1灯運動（注）など具体的な取り組み事例を周知するとともに、例えば、自治会等と協定を結び、実施した地区には、（仮称）1戸1灯運動ステッカーを配付するなどして普及を図ります。

(6) 携帯電話を活用した犯罪情報の収集の推進

警察による犯罪情報メールについて、広報みやしろやホームページ、防災Twitter等で周知し、登録の普及を図ります。

(7) 町有地及び河川敷の適正な維持管理

植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保を行い、定期的な除草や清掃活動の実施など安全で快適な環境を維持します。

3 市民の取り組み

犯罪防止に配慮したまちづくりの推進のため、私有地及び建物の適正な維持管理を推進します。

(1) 私有地及び建物の適正な維持管理

植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保を行います。また、定期的な除草や落書き消しで快適な環境を維持することにより、防犯性の向上を図ります。

(2) 1戸1灯運動の実施

地域ぐるみで1軒1軒が門灯などを夜間点灯し、監視性を高めることにより、地域の防犯体制を高め、犯罪企図者へ抑止力を向上させます。

(3) 携帯電話を活用した犯罪情報の収集の実施

埼玉県警による犯罪情報メールについて、積極的に登録を行い、地域の犯罪情報を収集し、防犯対策の向上を図ります。

(注) 夜間に各家庭の玄関などの明かりをつけておくことにより、防犯灯を補完し、町全体を明るくすることにより、犯罪を防止するものです。1ヶ月あたりの電気代は、缶ジュース1本程度とされています。

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

4 事業者の取り組み

事業所や管理する駐車場等における防犯対策を高めることにより、事業所全体としての防犯対策の強化を図るとともに、地域の防犯環境の向上に努めます。また、市民と連携を図り、様々な防犯活動に積極的に取り組み、地域の防犯対策の向上に協力します。

(1) 事業用地及び建物の適正な維持管理

植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保を行い、定期的な除草や清掃活動の実施など安全で快適な環境を維持します。

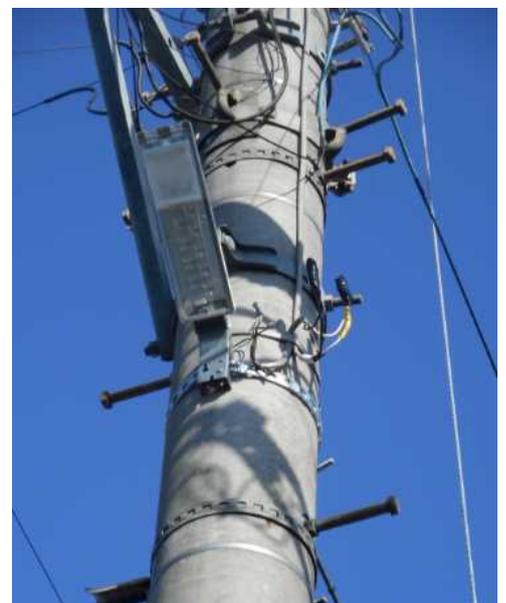
(2) 市民と連携した、防犯活動への積極的な参加

防犯パトロール、情報交換など地域と連携した活動の実施により、地域の防犯対策を向上させます。

5 土地建物所有者等の取り組み

土地所有者等は、所有又は管理する土地、建物その他工作物に関して、死角、暗がり、放置等の発生により、防犯上危険箇所にならないよう、防犯対策の実施に努めます。

また、空地、空家等についても危険箇所の点検を実施し、改善活動を推進します。



<図-13>防犯灯

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

第2節 市民等の防犯活動への支援

1 対策の目的

市民や事業者の防犯活動に積極的に支援を行うことで、犯罪を未然に防止し、地域の防犯力を高めます。

2 町の取り組み

地域におけるコミュニティ活動や犯罪を未然に防止し安全を確保するための防犯活動への積極的な支援に努めます。

(1) 地域活動への支援

防犯における地域の活動が活発に行われるように、自主的な防犯組織の設立や活動の中心となるリーダーの養成を支援します。

(2) 地域防犯活動の連携推進

警察、町、自主防犯組織、学校、商工業者等による犯罪防止活動が効率的かつ的確に展開されるよう、防犯組織等の連携・連絡体制の充実を図ります。

また、必要に応じて地区連絡会議等の場で情報発信する等、地域の防犯体制の情報交換等を行います。

(3) 自主防犯活動に対する支援

現在、地区を単位とした自主防犯活動を行う組織に対し、防犯パトロール用品や地区で購入する資機材に対する補助金を交付していますが、今後も継続して支援活動を行うことにより、継続性のある防犯活動ができるよう支援を行っていきます。



<図-14> 自主防犯活動の様子

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

第3節 学校等における防犯対策の推進

1 対策の目的

施設等の防犯対策をすすめることで犯罪の機会を減少させ、子供たちの安全確保を図ります。また、子供たちへの防犯活動を通じた市民の参加・協力により、地域コミュニティの向上を図り、学校を含んだ地域の防犯性を向上させます。

2 町の取り組み

子供の安全確保を図るため、通学路など地域全体の安全を点検し、教職員や施設の職員が市民と協働して学校等の防犯管理体制の整備を図ります。また、子供自身の危機管理能力の向上を図ります。

(1) 学校等の防犯管理体制の強化

各学校の実情に応じた防犯マニュアルを策定し、校内の安全体制の充実に取り組みます。

(2) 侵入者の防止対策

小中学校に設置された防犯カメラにより不審者の侵入を抑制し、万が一不審者を発見した場合は、警察への情報提供等の協力を通じて子供達の安全確保に努めます。

(3) 保護者、地域、関係諸機関等との連携

防犯のまちづくり推進協議会等で情報交換の場を提供し、保護者、地域、関係諸機関等との連携を強化していきます。また、学校や警察、町教育委員会と防犯担当が連携し相互に情報共有し対応できるような体制の強化に努めます。

(4) 安全教育の充実

子供たち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能(スキル)を持つCAPプログラム(注)を町内全小学校で実施していますが、その取り組みをさらに充実していきます。

(5) 通学路の安全対策

通学路等の安全対策として危険箇所について子供とともに学習し、PTA、教職員、地域が協力して地域安全マップを町内全小学校で作成しており、その作成を通じて、さらに子供並びに関係者の危機管理意識の高揚を促していきます。

(注) エンパワメント、人権意識、コミュニティの考えを柱にした子供への暴力防止／人権教育プログラムです。CAP (Child Assault Prevention) プログラムは、大きく2つに分けて子供のためのプログラムと親や教職員、地域の大人へのプログラムがあり、これらのプログラムに共通する理念は「エンパワメント」(内なる力を引き出す)です。その中で、行政から支援を受けて、学校の授業の中でCAPプログラムを取り入れているところもあります。

(6) 下校時における安全対策

小学校は、PTA、地域と連携し、児童・生徒の下校時の安全を守るため、スクールガードを配置します。

(7) 「子供110番の家」の充実

子供たちを防犯上あるいは自然災害が生じた時の一時的な避難所として地域の市民の方に「子供110番の家」として現在120軒以上の方に登録していただいておりますが、今後さらに一歩進めて、協力していただいている方と子供たちや保護者を交えた交流をさらに推進するとともに、協力者側の家庭の事情が変化することも想定し、一定期間を経た場合の協力者の更新など体制の充実を図っていきます。

(8) 新入学児童全員に防犯ブザーを配布

小学校に新たに入学する児童生徒に対し、自らの身を守るため、防犯ブザーの配布を継続的に行っていきます。

3 市民の取り組み

子供の安全確保を図るため、PTAや保護者会が中心となって、市民とともに通学路の安全点検や、防犯パトロールを実施しているが、さらに、学校・保育園等や教職員との連絡体制を強化することが望まれます。

(1) 家庭と学校と地域の連携

日頃のコミュニケーションを密にし、地域の中で子供を守り育てるという環境づくりを進めるため、学校、保護者、区長（自治会長）との意見交換の場を設けていきます。

(2) 「子供110番の家」への協力

子供の安全を守るため、積極的に「子供110番の家」の登録に協力をするとともに、子供を持つ世帯にあっては、「子供110番の家」への協力者に対し、子供を交えた訪問活動などコミュニケーションを保ち、いざというときのための円滑な協力が得られるよう努めていきます。

(3) 防犯パトロールの実施

子供の帰宅時間に合わせた散歩、わんわんパトロール、買い物パトロールなども含めた軽度の負担で行える防犯パトロール（ながらパトロール）を積極的に実施します。

(4) あいさつ運動等の実施

あいさつ運動等を通じ、地域の暖かい人間関係を築き、地域で支援を必要とされている方を守る体制を強化します。

また、地域コミュニティを強化するため、防犯推進に関する活動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、相互扶助の精神に基づいた地域社会を創造するよう努めます。そのために、地域の行事やイベント等に積極的に参加するよう努めます。

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

4 事業者の取り組み

子供の安全確保を図るため、地域を巡回する際に防犯パトロール等の実施により防犯活動の強化に努めます。また子供たちが犯罪に遭遇した場合の避難場所としての事業所の活用を図ります。

(1) 防犯パトロールの実施

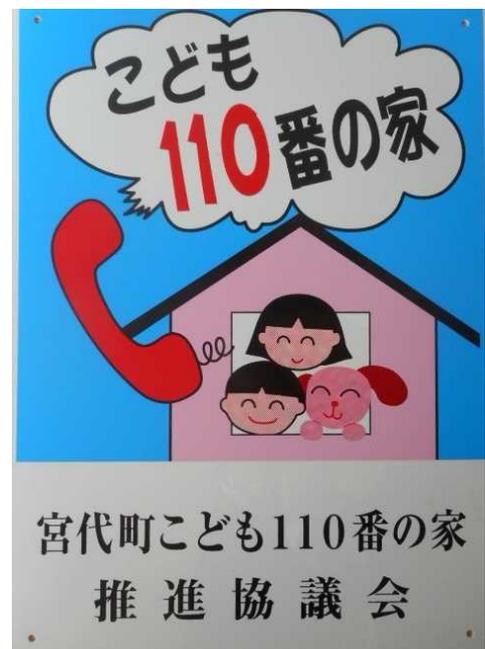
配達などの地域巡回の際に併せて防犯パトロールを実施します。

(2) 見守り活動の実施

夜間などは子供の動向に注意し、非行防止等の見守りを行うとともに、犯罪に遭遇した場合の避難場所としての事業所の活用を図ります。

(3) 「子供110番の家」への協力

事業者として、子供の安全確保を図るため、積極的に「子供110番の家」に登録を行います。



<図-15>宮代町こども110番の家

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

第4節 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の推進

1 対策の目的

防犯に必要な情報（犯罪状況等）を提供することや、見守りを実施することで高齢者や障がいのある方の自己防犯力を高め、犯罪に遭わないように支援を行います。また、地域が一体となることで支援を必要とされている方への配慮を高め、地域コミュニティの活性化を図ります。

2 町の取り組み

高齢者や障がいのある人たちが犯罪の被害に遭わないように、防犯上必要な知識や情報を提供するとともに、関係機関との連絡体制の強化・充実を図り、サポート体制の整備に努めます。

（1）関係機関等による見守り活動の充実

犯罪の標的になりやすい高齢者や障がいのある人に対して、訪問による声かけや民生委員等への連絡調整などの見守り活動を行い、今後、特に増加が予想される一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などが犯罪に遭いにくい環境を整備します。

（2）啓発活動の推進

犯罪に遭遇した際の対処の仕方や万が一犯罪にあってしまった場合の対応策などを事前に周知、啓発し、知識及び意識を高めることで犯罪被害を減らします。

3 市民の取り組み

高齢者や障がいのある人たちが犯罪の被害に遭わないように、地域のコミュニティづくりを進めることで不審者の発見または地域の目があることをPRします。また、自己の防犯力の向上を図ります。具体的にはあいさつ運動等を通じ、地域の暖かい人間関係を築き、地域で支援を必要とされている方を守る体制を強化します。

また、地域コミュニティを強化するため、防犯推進に関する活動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、相互扶助の精神に基づいた地域社会を創造するよう努めます。そのために、地域の行事やイベント等に積極的に参加するよう努めます。

4 事業者の取り組み

高齢者や障がいのある人たちが犯罪の被害に遭わないように、業務巡回中に犯罪や不審者を発見した場合の積極的な通報や事業用車両へのステッカー貼付による防犯のまちづくりのPR及び犯罪に遭遇した場合の避難場所としての事業所の活用検討が望まれます。具体的には配達や出前などの地域巡回の際に併せて防犯パトロールを実施します。また、不審を感じたときは、直ちに警察等へ通報するよう心がけます。

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

第5節 防犯意識高揚のための啓発、情報提供及び知識の普及

1 対策の目的と効果

防犯に必要な情報（犯罪状況等）を提供し、防犯意識高揚のための知識の普及・啓発を市民等に実施することにより防犯活動及び危機管理の必要性や重要性を認識でき、速やかに適切な対策を講じます。

2 町の取り組み

市民等に防犯活動の必要性や重要性を認識してもらうため、防犯に必要な情報の提供及び防犯意識高揚のための知識の普及・啓発を実施します。そのため、IT技術等を活用し、より防犯に必要な町内外の情報を収集し、速やかに提供するとともに、その対策を講じていきます。また、低年齢化する犯罪を防止するため、学校や地域と一体となった青少年健全育成に努めます。

（1）広報活動の推進

町内の犯罪状況や犯罪被害の防止対策などを広報みやしろや町ホームページ、防災Twitter等を通じ提供し、注意を促します。

（2）行事における啓発活動

市民まつりなど多数の市民が集まる機会を中心に身近な情報を提供することで犯罪防止に対する注意を促します。

（3）街頭キャンペーン等への参加

街頭犯罪の抑止力向上のために、警察や防犯団体等が実施する街頭キャンペーン等の防犯活動に、積極的に協力・参加します。

（4）青少年の健全育成

学校、警察、関係機関、市民と連携して青少年の健全育成を推進します。

3 市民の取り組み

犯罪を防止して安全で安心して暮らせる住みよいまちを実現するために、町や警察、関係団体等だけでなく、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域の諸状況に応じて、自主的かつ積極的に防犯活動に取り組み、犯罪の抑止力向上に努めることが必要です。そのため、身の回りや地域における安全対策として「安全を守ってもらう」という考えを捨て、「自らの安全は自ら守る」という自助と「自分たちの地域はお互いに守る」という共助の精神で周囲の安全点検を行うことが大切です。

また、地域のコミュニティを活性化することにより、市民相互の協力体制を充実し、犯罪を行おうとする者を入り込みにくくさせる地域づくりが望まれます。

（1）身の回りや地域における安全点検

地域で地域安全マップ(注)を作成し、領域性と監視性についての意識と能力を高めます。

(注) 犯罪が起りやすい場所を表示した地図で、領域性と監視性の視点から、地域社会を点検・診断し、犯罪に弱い場所、すなわち、領域性や監視性が低い場所を洗い出したものです。

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

(2) 地域の防犯活動への参加

地域での防犯パトロールへの積極的な参加や地域とのコミュニケーションを深めることにより、犯罪の起こりにくい地域づくりを進めます。

(3) 知識習得のための防犯講演会、研修会等の開催

講演会や研修会で知識を習得することで防犯知識や意識を高め、犯罪に対する適切な対策を実施できるよう取り組みます。また、地域での研修会等の開催の支援を行います。

4 事業者の取り組み

様々な業種や業態を有する事業者が、地域に根ざした防犯活動を推進するため、その規模や事業形態に応じて、防犯意識や知識の普及・啓発活動に取り組みます。

また、町内在住者はもとより町外からの通勤者に対して、町内の犯罪の発生状況や犯罪への取り組み対策等を周知し、防犯意識や知識の高揚を図ることにより、地域の一員としての、防犯対策の必要性についての認識を深めます。さらに、事業者が活動中に得た犯罪情報を地域に提供することにより犯罪を抑止します。

(1) 知識習得のための防犯講演会、研修会等への参加

防犯講演会や研修会に参加することで知識を習得し、防犯の認識を新たにし、適切な対策を実施できるよう取り組みます。

(2) 地域の防犯活動への参加と地域への情報の提供

地域での企業活動、防犯パトロール中に得た情報を警察や町等の機関へ積極的に提供することにより、犯罪の発生や再発を防止します。

(3) 従業員への啓発

啓発パンフレットを従業員に配布し、防犯意識の高揚に努めます。



<図-16>防犯パトロール（青色回転灯設置車）

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

第6節 人材の育成

1 対策の効果（成果）

地域の防犯リーダーの育成を図り、防犯意識の高いリーダーが地域に存在することで地域での意識高揚や防犯パトロールの活性化を図ります。

2 町の取り組み

地域での防犯活動を様々な形で推進していくために、地域をまとめる防犯リーダーの育成を図っていきます。

（1）研修会の開催、県等の研修の周知、呼びかけ

防犯に関する研修会を開催したり、関係機関で行われる研修等への参加を自主防犯組織や防犯団体を中心に広報みやしろや町ホームページを活用して呼びかけていきます。

（2）認定制度の推進

町で主催する防災・防犯マスター講座を修了された方を宮代町地域防災・防犯のリーダーとして認定し、広報みやしろや町ホームページでお知らせするとともに、自主防犯組織の設立、育成に努めていきます。

3 市民の取り組み

防犯意識を高揚するためには、犯罪の発生状況を把握した上で、その緊急性・重要性を理解することが必要です。そして、市民一人ひとりが防犯に対する認識や知識を習得して安全な環境づくりに努めることが望まれます。そのことから防犯意識を高め、犯罪企図者につけこまれない自己防犯力の高い市民になるために防犯講演会や研修会へ積極的に参加します。

4 事業者の取り組み

防犯意識を高揚するためには、犯罪の発生状況を把握した上で、その緊急性・重要性を理解することが必要です。そして、従業員一人ひとりが防犯に対する認識や知識の習得に努めることが望まれます。そのことから、地域の事業者として防犯活動を推進するために防犯講演会や研修会へ積極的に参加します。

5 学校の取り組み（高校、大学）

高校生や大学生は、場合によっては、犯罪から守られる立場から、守る立場に変わることがあります。そのため、登下校等に不審な人物や事件に遭遇した場合の対処方法等を学び、地域の一員として防犯活動の参加の機会を増やします。

（1）防犯講習会の開催

防犯講習会により、犯罪に巻き込まれない知識を得るとともに、犯罪防止活動の推進を図ります。

（2）携帯電話・メール等を活用した犯罪情報の収集・発信

携帯メール等を活用し、犯罪情報を警察に送ることにより、犯罪の防止、犯人検挙等に役立たせます。

第5章 防犯のまちづくりに関する個別施策

第7節 推進体制の整備

1 対策の効果（成果）

防犯に対する町としての推進体制を整備することで、町、市民、事業者等の関係機関の意思疎通を図ることにより、全町的な防犯体制の充実につながっています。

2 町の取り組み

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、町、市民、事業者、土地建物所有者等、警察及びその他の関係団体がお互いに連携し合い、一体となった活動しやすい体制を整備します。

（1）推進体制の整備（協定の締結など）

町内では多くの企業・団体が活動を行っています。その団体と防犯に関する協定や覚書を交わすことで、防犯の実効性を高め、より協力体制を強化していきます。

（2）参加しやすい活動等の創設

防犯の第一歩は、地域のコミュニティの育成です。町では、コミュニティが地域に根ざすよう様々な活動を検討、提案していきます。

參考資料

○宮代町防犯のまちづくり推進条例

平成18年3月23日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備（以下「防犯のまちづくり」という。）に関し、町並びに、事業者及び土地建物所有者等（以下「町民等」という。）の責務を明らかにすることにより、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 町内に所在する土地、建物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 学校等 町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校及び大学をいう。
- (5) 関係機関 埼玉県、警察及び防犯推進団体をいう。

(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、町及び町民等がその機能並びに能力を活かし、自らの地域は自らで守るという自治意識のもと役割を分担し、密接な連携を図りながら地域の結びつきを強め、町内において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現を目的に推進するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、第2条各号に掲げる者と連携し、防犯のまちづくりに関する総合的な計画を策定するとともに、当該計画に掲げられた施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 町は、前項に規定する施策の実施にあたり、町の区域を管轄する関係機関と密接な連携に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活において自らの安全は自ら守ることを基本とし、そのために有効か

つ必要な措置を講じ、地域の連携による防犯活動を積極的に推進し、町が実施する防犯のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう積極的に努めるとともに、町が実施する防犯のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、所有又は管理する土地、建物その他工作物に関して、犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう積極的に努めるとともに、町が実施する防犯のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保)

第8条 学校等の管理者は、幼児、児童生徒及び学生の安全を確保するため、関係機関及び保護者と連携し防犯に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な地域社会の形成)

第9条 町民等は、挨拶運動、地域のコミュニティづくり等を通して防犯推進に関する活動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、地域のあたたかい人間関係を築き、相互扶助の精神に基づいた良好な地域社会を創造するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱

平成18年12月14日

告示第140号

改正 平成23年5月11日告示第71号

(設置)

第1条 地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備（以下「防犯のまちづくり」という。）に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等（以下「町民等」という。）の連携協力により、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するために宮代町防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 町民等の防犯意識の高揚及び啓発に関すること。
- (2) 地域自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 防犯に関する情報の交換及び参加団体等相互の連携強化に関すること。
- (4) 防犯のまちづくりに関する総合的な計画の作成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 杉戸警察署の防犯担当職員
- (2) 町内小学校校長の代表者
- (3) 町内中学校校長の代表者
- (4) 町内小学校の保護者の代表者
- (5) 町内中学校の保護者の代表者
- (6) 町内幼稚園の職員
- (7) 町内保育園の職員
- (8) 町内高等学校の職員

(9) 町内特別支援学校の職員

(10) 町内大学の職員

(11) 宮代町商工会員

(12) 地域安全パトロール隊の代表者

(13) 杉戸管内地域安全推進連絡協議会のうち宮代地区の地域防犯推進委員

(14) 専門知識を有する者

(15) 各地区連絡会の構成員

(16) 一般公募による市民

3 前項各号における定数は、第1号から第14号までの委員においてはそれぞれ1人とし、第15号の委員は4人、第16号委員の定数は2人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を総理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議を主宰する。

2 会長は必要に応じて、会議に町民、町内在学者、町内在勤者、専門家及び関係職員等の出席を求めることができる。

3 会長は、前項の規定による会議を開催したときは、次の協議会において会議の内容等を報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項を具体的に審議するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 協議会の事務局は、町民生活課において処理する。

(事務局の所掌事務)

第9条 事務局は次の事項を処理する。

- (1) 協議会及び専門部会の会議の招集事務に関すること。
- (2) 会長及び副会長との連絡調整に関すること。
- (3) 会議の主要な議事の記録に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項に関すること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第71号)

この告示は、制定の日から施行する。

○宮代町防犯のまちづくり推進協議会専門部会規程

平成18年12月14日

訓令第21号

(設置)

第1条 宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱(平成18年宮代町告示第140号)第2条に掲げる事項を具体的に審議するため、宮代町防犯のまちづくり推進協議会専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、宮代町防犯のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の専門部会として開催し、20人以内の委員をもって組織するものとする。委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命したものとする。

(1) 協議会の委員

(2) 前号に掲げるもののほか、専門の知識又は経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、前条第1号に掲げる委員は、当該委員の任期とし、前条第2号に掲げる委員は、設置した専門部会に係る目的が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長1人及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときにはその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その会議を主宰する。

2 部会長は、部会の会議を開催したときは、次の協議会において会議の内容等を報告しなければならない。

(謝礼)

第6条 町長は、委員が、部会の会議に出席したときは、謝礼を進呈することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会の性格に応じて宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）に基づき、つく課及び教育推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

○宮代町防犯灯設置要綱

平成18年3月31日

告示第35号

改正 平成19年3月29日告示第37号

平成20年2月22日告示第17号

平成23年5月11日告示第72号

平成24年3月2日告示第21号

平成31年3月27日告示第70号

令和4年4月1日告示第99号

(趣旨)

第1条 この告示は、夜間時における犯罪及び交通事故を防止するため、町が設置及び管理する防犯灯について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の基準)

第2条 防犯灯は、原則として次の要件を全て満たす場合に設置することができるものとする。

- (1) 犯罪や事故等が発生し、又は発生するおそれがある道路であること。
- (2) 町道又は県道であること。
- (3) 最も近い既存の防犯灯から概ね50メートル以上の距離を有すること。
- (4) 道路照明灯など防犯灯の代わりとなる照明器具が無いこと。

2 新たに設置する防犯灯は、LED型を原則とする。

(設置の申請)

第3条 防犯灯の設置を希望する自治会長及び区長（以下「自治会長」という。）は、防犯灯設置申請書（様式第1号。以下「設置申請書」という。）を別途定める受付期間中に町長に提出するものとする。ただし、道路や周辺環境の変化により設置の必要があると認められるときは、受付期間外においても申請できるものとする。

2 自治会長は、防犯灯が設置される電柱等に隣接する住宅があるとき又は民地を借用して防犯灯を設置するときは、防犯灯設置等承諾書（様式第2号。以下「承諾書」という。）を前項に規定する設置申請書と併せて提出しなければならない。

(設置の決定)

第4条 町長は前条に規定する申請を受けたときは、これを現地調査等により審査し、設置の可否を決定するとともに、決定結果を防犯灯設置等決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により自治会長に通知するものとする。

（開発行為による設置）

第5条 町は、開発行為により道路状況が第2条に規定する設置要件を満たすことになるときは、宮代町開発指導要綱（平成24年宮代町告示第21号）第20条の規定に基づき、開発行為を行うものに防犯灯の設置を要請することができる。この場合において、当該防犯灯の設置に係る費用は、当該開発行為を行うものが負担するものとする。

（施工及び管理）

第6条 町長は防犯灯の設置を決定した時は、速やかに設置工事を施工し、設置後の維持管理については、町が常にその適切な機能保持に努めるものとする。ただし、第三者が故意又は過失により防犯灯を破損させ、修繕の必要が生じ、加害者が特定できる場合には、加害者に現状復旧させることができる。

（移設等）

第7条 防犯灯の移設又は撤去（以下「移設等」という。）を必要とするもの（以下「申請者」という。）は、防犯灯移設等申請書（様式第4号。以下「移設等申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、移設等により防犯灯が設置される電柱等に隣接する住宅があるとき又は民地を借用して防犯灯を設置するときは、承諾書を前項に規定する移設等申請書と併せて町長に提出しなければならない。

3 町長は第1項に規定する移設等申請書の提出があったときは、速やかに移設等の可否を決定し、決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により公道上にある防犯灯の移設等の決定がなされた場合で、その移設等を必要とする原因が申請者に起因するものであるときは、当該防犯灯の移設等に係る費用は、当該申請者の負担とする。ただし私有地にある防犯灯の移設等の決定がなされた場合には町が全額負担とする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第37号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第17号）

この告示は、制定の日から施行する。

附 則（平成23年告示第72号）

この告示は、制定の日から施行する。

附 則（平成24年告示第21号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第70号）

この告示は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年告示第99号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。